

大分大学研究マネジメント機構産学官連携推進センター技術研修内規

令和3年9月28日制定

令和3年内規第12号

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学研究マネジメント機構産学官連携推進センター細則（令和3年細則第26号）第10条の規定により、民間企業等の技術者及び研究者等の再教育を行うことにより専門的技術を習得させ、創造性及び先見性に富む人材の育成に資するとともに、地域の活性化を図ることを目的として大分大学研究マネジメント機構産学官連携推進センターが実施する技術研修（以下「技術研修」という。）に関し、必要な事項を定める。

(課程)

第2条 技術研修の課程は、大分大学研究マネジメント機構運営会議の議を経た上で編成する。

(講習料)

第3条 講習料は、受講申請時に納付しなければならない。

- 2 既納の講習料は、返還しない。
- 3 講習料の額は、別に定める。

(修了)

第4条 産学官連携推進センター長は、技術研修において所定の課程を修了した者に対し、修了証書を授与する。

(事務)

第5条 技術研修に関する事務は、研究推進部産学連携課において処理する。

(雑則)

第6条 この内規に定めるもののほか、技術研修の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和3年10月1日から施行する。